報告資料２

個人情報ファイル簿（市長）

No	実施機関	担当課	ファイルの名称
1	武蔵村山市長	秘書課	各課への問合せファイル
2	武蔵村山市長	秘書課	特別職略歴台帳ファイル
3	武蔵村山市長	広報・プロモーション課	市政クイズ応募者ファイル
4	武蔵村山市長	危機管理課	自転車ヘルメット着用推進補助金申請者名簿ファイル
5	武蔵村山市長	市民課	住民基本台帳ファイル
6	武蔵村山市長	市民課	印鑑登録原票ファイル
7	武蔵村山市長	市民課	戸籍ファイル
8	武蔵村山市長	市民課	死亡届出人ファイル
9	武蔵村山市長	市民課	人口動態調査ファイル
10	武蔵村山市長	保険年金課	国民健康保険資格・賦課・給付ファイル
11	武蔵村山市長	保険年金課	後期高齢者医療　資格・賦課ファイル
12	武蔵村山市長	保険年金課	国民年金　資格ファイル
13	武蔵村山市長	課税課	住民税システムファイル
14	武蔵村山市長	課税課	固定資産税・都市計画税システムファイル
15	武蔵村山市長	課税課	軽自動車税システムファイル
16	武蔵村山市長	課税課	税務情報システムファイル
17	武蔵村山市長	課税課	定額減税補足給付金ファイル
18	武蔵村山市長	収納課	市税等収納・滞納管理ファイル
19	武蔵村山市長	収納課	保育利用者負担金収納・滞納管理ファイル
20	武蔵村山市長	協働推進課	第一老人福祉館利用者名簿ファイル
21	武蔵村山市長	協働推進課	消費生活相談情報ファイル
22	武蔵村山市長	産業観光課	安心安全・エコ住宅等改修助成事業補助金申請者名簿ファイル
23	武蔵村山市長	産業観光課	令和７年度武蔵村山市市内事業者物価高騰対策支援金交付申請リスト
24	武蔵村山市長	環境課	畜犬登録管理ファイル
25	武蔵村山市長	ごみ対策課	指定収集袋減免申請受付ファイル
26	武蔵村山市長	福祉総務課	避難行動要支援者名簿関係ファイル

No	実施機関	担当課	ファイルの名称
27	武蔵村山市長	福祉総務課	非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル
28	武蔵村山市長	福祉総務課	生活困窮者自立支援相談者ファイル
29	武蔵村山市長	高齢福祉課	介護保険被保険者ファイル
30	武蔵村山市長	高齢福祉課	高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
31	武蔵村山市長	障害福祉課	心身障害者（児）ガソリン費等助成金助成対象者ファイル
32	武蔵村山市長	障害福祉課	心身障害者福祉手当助成対象者ファイル
33	武蔵村山市長	障害福祉課	身体障害者（児）手帳所持者管理ファイル
34	武蔵村山市長	障害福祉課	介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・療養介護医療費・地域生活支援事業費等給付対象者ファイル
35	武蔵村山市長	生活福祉課	生活保護システム情報ファイル
36	武蔵村山市長	生活福祉課	レセプト管理システム情報ファイル
37	武蔵村山市長	生活福祉課	生活保護台帳ファイル
38	武蔵村山市長	健康推進課	健康管理ファイル（保健事業システム）
39	武蔵村山市長	健康推進課	特定健診等ファイル（国保連健診システム）
40	武蔵村山市長	健康推進課	新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種券ファイル
41	武蔵村山市長	健康推進課	新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種者の記録ファイル
42	武蔵村山市長	健康推進課	新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の予診票ファイル
43	武蔵村山市長	子ども育成課	各種手当等支給情報ファイル
44	武蔵村山市長	子ども育成課	各種補助金等支給情報ファイル
45	武蔵村山市長	子ども育成課（児童館）	学童クラブ児童台帳ファイル
46	武蔵村山市長	子ども子育て支援課	母子保健業務ファイル
47	武蔵村山市長	子ども子育て支援課	子ども家庭支援業務ファイル
48	武蔵村山市長	交通企画課	乗合タクシー「むらタク」利用者登録名簿ファイル
49	武蔵村山市長	道路下水道課	苦情・要望受付簿ファイル
50	武蔵村山市長	道路下水道課	道路占用許可申請ファイル
51	武蔵村山市長	道路下水道課	自費工事願ファイル
52	武蔵村山市長	道路下水道課	排水設備確認申請台帳ファイル
53	武蔵村山市長	道路下水道課	下水道事業受益者申告書ファイル
54	武蔵村山市長	道路下水道課	水道料金ネットワークシステムファイル
55	武蔵村山市長	会計課	債権・債務者管理ファイル
56	武蔵村山市長	文化振興課	公共施設予約システム登録者ファイル

個人情報ファイル簿（教育委員会）

No	実施機関	担当課	ファイルの名称
1	武蔵村山市教育委員会	教育総務課	学齢簿ファイル
2	武蔵村山市教育委員会	教育総務課	就学援助支給ファイル
3	武蔵村山市教育委員会	教育総務課	児童・教職員健康診断ファイル
4	武蔵村山市教育委員会	学校給食課	学校給食費収納管理システムファイル
5	武蔵村山市教育委員会	文化振興課	放課後子供教室利用者ファイル
6	武蔵村山市教育委員会	スポーツ振興課	学校体育施設利用団体構成員名簿ファイル
7	武蔵村山市教育委員会	図書館	図書館貸出業務ファイル
8	武蔵村山市教育委員会	図書館	ホームページからの貸出予約サービス業務ファイル

個人情報ファイル簿（選挙管理委員会）

No	実施機関	担当課	ファイルの名称
1	武蔵村山市選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	永久選挙人名簿ファイル

※　個票は、新たに作成されたもの及び前回報告後に変更されたもののみ

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年１０月７日
	最終更新日	令和８年４月１日
個人情報ファイルの名称	各課への問合せファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画財政部秘書課	
個人情報ファイルの利用目的	市ホームページ内から各部署へ問い合せるために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 連絡先	
記録範囲	市ホームページを介した各部署への問合せを行った者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの申出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴企画財政部秘書課 ⑵総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴武蔵村山市本町一丁目１番地の１ ⑵武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	□　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。
	□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）	
記録情報に条例要配慮個	―	

人情報が含まれているときはその旨	
備　　考	―

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td></td><td>作　成　日</td><td>令和４年１０月７日</td></tr>
<tr><td></td><td>最終更新日</td><td>令和８年４月１日</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">特別職略歴台帳ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武蔵村山市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">企画財政部秘書課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">叙勲等表彰対象者調査等の参考資料とするため</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1 氏名、2 住所、3 公職名、4 任期、5 生年月日、6 職業</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">法律、条例等により秘書課で起案し、委嘱、選任、任命等された特別職等</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">⑴　個人情報に係る本人からの届出
⑵　主管課からの提供</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）
⑴　企画財政部秘書課
⑵　総務部文書法制課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）
⑴　武蔵村山市本町一丁目１番地の１
⑵　武蔵村山市本町一丁目１番地の１</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人情報ファイルの種別</td><td>基本となるファイルの種類</td><td>基本ファイル以外のファイル</td></tr>
<tr><td>□　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）</td><td>□　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。</td></tr>
<tr><td>■　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）</td><td></td></tr>
</table>

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―
備　　考	―

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年１０月７日
	最終更新日	令和８年４月１日
個人情報ファイルの名称	市政クイズ応募者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画財政部広報・プロモーション課	
個人情報ファイルの利用目的	市政クイズに応募をされた方が当選した際に景品を贈るため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢	
記録範囲	市政クイズの応募者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの申出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴企画財政部広報・プロモーション課 ⑵総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴武蔵村山市本町一丁目１番地の１ ⑵武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	□　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。
	□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）	
記録情報に条例要配慮個	―	

人情報が含まれているときはその旨	
備　　考	―

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和６年４月２０日
	最終更新日	令和８年４月１日
個人情報ファイルの名称	自転車ヘルメット着用推進補助金申請者名簿ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部危機管理課	
個人情報ファイルの利用目的	自転車ヘルメット着用推進補補助金申請者の市税等の納付状況の調査、補助金交付決定通知書の送付、指定口座への補助金の振込みのために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 続柄、6 市税等（市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税）の滞納状況、7 金融機関口座	
記録範囲	申請者及びその世帯員	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人又はその世帯員からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　総務部危機管理課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１ ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。
	□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２	

	号)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年９月２２日
	最終更新日	令和７年５月２６日
個人情報ファイルの名称	戸籍ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	⑴　市民部市民課 ⑵　市民部市民課（出張所）	
個人情報ファイルの利用目的	本籍人、非本籍人及び除籍者等の届出、身分事項に関する公証、記録管理、届書の記載事項証明書の発行のため。	
記録項目	1 本籍、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 住所、6 父母の氏名及び続柄、7 婚姻等の身分事項、8 国籍・地域（外国籍の場合）、9 戸籍の編製、除籍及び消除に関する事項	
記録範囲	武蔵村山市内に本籍を有する者、有していた者及び武蔵村山市に届出をした者	
記録情報の収集方法	⑴　個人情報に係る本人又は届出人からの届出 ⑵　他の自治体からの届書の送付（根拠規定：戸籍法施行規則（昭和２２年省令第９４号）第２５条及び第２６条）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	⑴　地方自治体の長及び行政委員会の長（公用請求による照会への回答） ⑵　警察署の長（公用請求による照会への回答）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　市民部市民課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１ ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	記録項目の内容については、戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１１３条から第１１６条第１項までの規定に基づく申請、第１１６条第２項の規定に基づく請求が可能	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在す

		る（政令第２１条第７項）。
	□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年９月２２日
	最終更新日	令和８年４月１日
個人情報ファイルの名称	人口動態調査ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	⑴　市民部市民課 ⑵　市民部市民課（出張所）	
個人情報ファイルの利用目的	婚姻、離婚、出生、死亡及び死産の５種類の届出に関して、地域保健活動及び厚生労働行政の統計事務に必要とされる事項について、保健所に報告するため。	
記録項目	（婚姻票）1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 国籍、5 婚姻後の夫婦の氏、6 同居開始時期、7 初婚・再婚の別、8 職業区分 （離婚票）1 本籍（国籍）、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 離婚の種別、6 未成年子の数、7 同居期間、8 別居前の住所、9 職業区分 （出生票）1 氏名、2 嫡出・非嫡出の別、3 性別、4 出生日時、5 出生地、6 父母の氏名、生年月日及び国籍、7 同居開始時期、8 職業区分、9 生まれたところの種別及び施設名称、10 妊娠週数等出産に関すること （死亡票）1 氏名、2 生年月日、3 死亡日時、4 性別、5 死亡地、6 住所、7 国籍・地域、8 死亡した人の配偶者、9 職業区分、10 死亡したところの種別、11 死因、12 死亡した施設の所在地又は医師の住所、氏名 （死産票）1 父母の氏名、国籍及び年齢、2 性別、3 嫡出・非嫡出の別、4 死産日時、5 母の住所、6 職業区分、7 妊娠週数等出産に関すること	
記録範囲	婚姻、離婚、出生、死亡及び死産の届出について、武蔵村山市に届出をした者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人又は届出人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	多摩立川保健所（統計表の取りまとめのため。なお、保健所を経由し厚生労働省へ報告される。）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　市民部市民課	

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">⑵　総務部文書法制課</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">（所在地）
⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人情報ファイルの種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>基本となるファイルの種類</td><td>基本ファイル以外のファイル</td></tr>
<tr><td>■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）</td><td>■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。</td></tr>
<tr><td>□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）</td><td></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年１１月１１日
	最終更新日	令和８年４月２３日
個人情報ファイルの名称	住民税システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 住所コード、5 基本コード、6 世帯番号、7 続柄、8 生年月日、9 電話番号、10 勤務先、11 国籍、12 公的扶助、13 個人番号、14 法人番号、15 課税状況、16 所得状況、17 国民健康保険税、18 介護保険料、19 後期高齢者医療保険料、20 障害、21 各種控除、22 通知書番号、23 給特義務者、24 受給者番号、25 口座情報	
記録範囲	武蔵村山市内に住所、事務所又は事業所を有する者	
記録情報の収集方法	⑴　個人情報に係る本人からの届出 ⑵　納税義務者に対して給与を支払う者からの報告（根拠規定：地方税法第３１７条の６第１項） ⑶　納税義務者に対して公的年金等を支払う者からの報告（根拠規定：地方税法第３１７条の６第４項） ⑷　税務署からの収集（根拠規定：地方税法第３２５条）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	⑴　他の地方自治体の長（公用請求による照会への回答） ⑵　税務署長（公用請求による照会への回答）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　市民部課税課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１ ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	

<table>
<tr><td rowspan="3">個人情報ファイルの種別</td><td>基本となるファイルの種類</td><td>基本ファイル以外のファイル</td></tr>
<tr><td>■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）</td><td>■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。</td></tr>
<tr><td>□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）</td><td></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年１１月１１日
	最終更新日	令和８年４月２３日
個人情報ファイルの名称	固定資産税・都市計画税システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税・都市計画税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 本籍、7 続柄、8 婚姻、9 印影、10 通知書番号、11 基本コード（所有者コード）、12 電話番号、13 顔写真、14 身元確認書類の記号番号等、15 職業、16 学歴、17 資格、18 加入団体、19 土地の所在、20 地番、21 地目、22 地積、23 土地所有者、24 家屋の所在、25 構造、26 床面積、27 家屋番号、28 家屋種別、29 家屋所有者、30 建築年、31 登記区分、32 償却資産所有者、33 償却資産の所在、34 資産の種類、35 数量、36 物件番号、37 価格（評価額）、38 課税標準額、39 課税額、40 口座情報、41 個人番号、42 法人番号	
記録範囲	武蔵村山市内に固定資産を所有する者又は所有していた者及びこれらの者の代理人	
記録情報の収集方法	⑴　個人情報に係る本人等からの届出 ⑵　個人情報に係る本人等に依頼して直接収集 ⑶　登記所からの通知（根拠規定：地方税法第３８２条） ⑷　他の地方自治体等への照会（根拠規定：地方税法第２０条の１１）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	⑴　東京都立川都税事務所長（根拠規定：地方税法第７３条の１８第３項及び第７３条の２２） ⑵　東京国税局長、税務署長、都･県税事務所長及び他の地方自治体の長（公用請求等による照会への回答）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　市民部課税課 ⑵　総務部文書法制課	

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">（所在地）
⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人情報ファイルの種別</td><td>基本となるファイルの種類</td><td>基本ファイル以外のファイル</td></tr>
<tr><td>■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）</td><td>□　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。</td></tr>
<tr><td>□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）</td><td></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年１１月１１日
	最終更新日	令和８年４月２３日
個人情報ファイルの名称	軽自動車税システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 基本コード、5 性別、6 続柄、7 障害等、8 車種、9 車台番号、10 標識番号、11 車両番号、12 納税義務者コード、13 所有者コード、14 使用者コード、15 車名、16 型式認定番号、17 原動機の型式番号、18 総排気量又は定格出力、19 交付年月日、20 廃車年月日、21 定置場、22 通知書番号、23 車両情報、24 形式及び年式、25 長さ、26 幅、27 最高速度、28 最高出力、29 口座情報、30 個人番号、31 法人番号	
記録範囲	武蔵村山市を定置場とする原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪小型自動車等を所有する者及び所有していた者（使用者、転出者及び納税管理人等含む。）	
記録情報の収集方法	⑴　個人情報に係る本人または代理人からの届出 ⑵　軽自動車検査協会及び他自治体からの通知（根拠法令：地方税法第２０条の１１） ⑶　軽自動車検査協会及び多摩自動車検査登録事務所等への照会（根拠規定：地方税法第２０条の１１） ⑷　自動車リサイクルシステム、地方公共団体情報提供システム（J-LIS）への照会（根拠規定：地方税法第２０条の１１）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	他の市町村長（生活保護法第２９条等による照会への回答）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　市民部課税課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地）	

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人情報ファイルの種別</td><td>基本となるファイルの種類</td><td>基本ファイル以外のファイル</td></tr>
<tr><td>■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）</td><td>□　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。</td></tr>
<tr><td>□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）</td><td></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年１１月１１日
	最終更新日	令和８年４月２３日
個人情報ファイルの名称	税務情報システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	⑴　市民部課税課 ⑵　市民部市民課（出張所）	
個人情報ファイルの利用目的	市税関係証明書交付事務のために利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 合計所得金額等、5 所得控除額、6 額、7 課税標準額、8 税額控除額、9 課税額、10 扶養親族、11 障害、12 納付済額、13 未納額、14 土地の所在地、15 地目、16 地積、17 評価額、18 家屋の所在地及び家屋番号、19 種類及び構造、20 床面積、21 建築年、22 車両番号、23 有効期限、24 納付済年月日、25 標識番号、26 車種、27 車名、28 車台番号、29 型式認定番号、30 総排気量又は定格出力、31 交付年月日、32 廃車年月日、33 証明書使用目的、34 法人名、35 本店等所在地、36 事業所所在地、37 事業所等名称、38 形式及び年式、39 原動機型式、40 長さ、41 幅、42 最高速度	
記録範囲	武蔵村山市税納税義務者等	
記録情報の収集方法	同一の目的であることを理由とする他の税関係ファイルからの利用	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　市民部課税課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１ ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	

個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■ 電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	□ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。
	□ マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和７年５月１３日
	最終更新日	年　　月　　日
個人情報ファイルの名称	定額減税補足給付金ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部課税課	
個人情報ファイルの利用目的	定額減税補足給付金を支給対象者に支給するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 電話番号、6 基本コード、7 世帯コード、8 口座情報、9 課税情報、10 支給情報	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していたもの	
記録情報の収集方法	⑴　個人情報に係る本人からの申請 ⑵　住民税システムの利用 ⑶　個人番号による公金受取口座の利用 ⑵⑶の根拠規定：公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 10 条（個人番号を利用した管理は、別システムで行うため、当該ファイルでは個人番号を保有していない。）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　市民部課税課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１ ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７

		項)。
	□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考		

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年１０月７日
	最終更新日	令和７年５月７日
個人情報ファイルの名称	消費生活相談情報ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	協働推進部協働推進課	
個人情報ファイルの利用目的	消費被害情報を管理し、相談に対応するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 年齢、3 住所、4 連絡先（電話番号）、5 性別、6 職業等、7 相談内容	
記録範囲	⑴　相談者 ⑵　契約者（相談者と相談対象事案に係る契約者とが異なる場合における契約者）	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	独立行政法人国民生活センター	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　協働推進部協働推進課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１ ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。
	□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２	

	号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和８年４月１９日
	最終更新日	年　　月　　日
個人情報ファイルの名称	令和７年度武蔵村山市市内事業者物価高騰対策支援金交付申請リスト	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	協働推進部産業観光課	
個人情報ファイルの利用目的	武蔵村山市市内事業者物価高騰対策支援金を交付するために利用する。	
記録項目	１申請者名、２種別、３業種、４振込先口座、５電話番号、６住所、７メールアドレス、８申請情報	
記録範囲	令和７年度武蔵村山市市内事業者物価高騰対策支援金交付申請者	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　協働推進部産業観光課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	☑　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	□　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。
	□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―
備　　考	―

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年９月２１日
	最終更新日	令和８年４月１３日
個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿関係ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部　福祉総務課	
個人情報ファイルの利用目的	避難行動要支援者の把握と支援計画策定のため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 緊急連絡先、7 公的扶助、8 健康状態、9 病歴、10 障害、11 要介護度区分	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者で以下に該当する方（施設入所中、長期入院中の者を除く。） 1 在宅で人工呼吸器を使用している方 2 ⑴　身体障害者手帳をお持ちで障害等級が１級又は２級の方 ⑵　身体障害者手帳をお持ちで視覚障害者の方 ⑶　身体障害者手帳をお持ちで聴覚障害者の方 3　療育手帳（愛の手帳）をお持ちで障害区分が１度又は２度の方 4 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで単身世帯の方 5 ⑴　介護保険法に規定される要介護３から要介護５までの方 ⑵　介護保険法に規定される要介護１及び要介護２で単身世帯の方 6　６５歳以上のひとり暮らしの方で名簿登録を希望する方 7　１から６までのいずれかに準ずる方で名簿登録を希望する方	
記録情報の収集方法	⑴　住基システム、福祉総合システムからの取り込み ⑵　個人情報に係る本人からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	災害対策基本法第第４９条の１１第２項及び武蔵村山市地域防災計画第２編災害予防計画第２章第７節２⑴ア「避難支	

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">援等関係者となる者」に基づき、避難行動要支援者の避難支援体制の整備のため、下記の支援対象者に名簿を配布する。
(1)　東京消防庁北多摩西部消防署
(2)　警視庁東大和警察署
(3)　武蔵村山市社会福祉協議会
(4)　民生委員</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名 称）
⑴　健康福祉部福祉総務課
⑵　総務部文書法制課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）
⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人情報ファイルの種別</td><td>基本となるファイルの種類</td><td>基本ファイル以外のファイル</td></tr>
<tr><td>■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）</td><td>□　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。</td></tr>
<tr><td>□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）</td><td></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年１０月３日
	最終更新日	令和８年４月１４日
個人情報ファイルの名称	介護保険被保険者ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	⑴　被保険者の管理 ⑵　介護保険料賦課の管理 ⑶　介護保険料の徴収・滞納管理 ⑷　介護保険の認定・給付に関することの管理 ⑸　被保険者が介護保険施設等に入所する場合に、入所判定等に利用するために、被保険者の家族又は介護福祉施設に対して被保険者の情報を提供すること。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 続柄、7 収入、8 滞納状況、9 公的扶助、10 その他、11 被保険者番号	
記録範囲	武蔵村山市内に住所を有する者及び有していた者	
記録情報の収集方法	⑴　住民基本台帳の利用 ⑵　個人情報に係る本人からの届出 ⑶　作成	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　健康福祉部高齢福祉課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市学園四丁目５番地の１ 市民総合センター内 ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル

	■ 電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	□ 左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。
	□ マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年１０月３日
	最終更新日	令和６年１０月２１日
個人情報ファイルの名称	高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	⑴　高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理 ⑵　見守り安心カードの交付を受けた高齢者等を保護し、又は搬送を受けた消防、警察、病院等の機関から見守り安心カードに基づく問合せを受けた際に、当該高齢者等の情報を提供することにより、当該機関における迅速な身元確認を可能とし、もって高齢者等の安全に資する。	
記録項目	1 氏名（高齢者等の親族等のものを含む。）、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 国籍、6 続柄、7 収入、8 公的扶助、9 介護認定に係る情報、10 連絡先（高齢者等の親族等のものを含む。）、11 障害手帳交付情報、12 病歴、13 健康状態	
記録範囲	⑴　武蔵村山市内に住所を有する又は有していた高齢者及び障害者 ⑵　⑴の者の親族等	
記録情報の収集方法	⑴　住民基本台帳との連携 ⑵　申請 ⑶　その他聞取り等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	見守り安心カードの交付を受けた高齢者等を保護し、又は搬送を受けた消防署、警察書、病院等の機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　健康福祉部高齢福祉課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市学園四丁目５番地の１ 市民総合センター内 ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	

<table>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人情報ファイルの種別</td><td>基本となるファイルの種類</td><td>基本ファイル以外のファイル</td></tr>
<tr><td>■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）</td><td>□　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。</td></tr>
<tr><td>□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）</td><td></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年９月３０日
	最終更新日	令和８年４月２４日
個人情報ファイルの名称	各種補助金等支給情報ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども家庭部子ども育成課	
個人情報ファイルの利用目的	【補助金等】 下記補助金等を支給するために利用する。 ⑴　私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 ⑵　施設等利用費交付金 ⑶　補足給付事業補助金 ⑷　保育所等利用者負担金 ⑸　保育所運営費 ⑹　延長保育事業費補助金 ⑺　一時預かり事業費補助金 ⑻　認証保育所運営費補助金 ⑼　施設型給付費 ⑽　認可外保育施設利用支援事業補助金 ⑾　保育所等利用者の副食費免除 ⑿　施設等利用費 ⒀　保育力強化事業補助金 ⒁　管外保育所利用者負担金軽減補助金 ⒂　ベビーシッター利用支援事業負担金 ⒃　保育従事職員宿舎借上支援事業補助金 ⒄　保育従事職員資格取得支援事業補助金 ⒅　保育士等キャリアアップ補助金 ⒆　保育力強化事業補助金 ⒇　多様な集団活動事業利用支援補助金 (21)　保育サービス推進事業補助金 (22)　多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金 (23)　民間保育所等運営費補助金 (24)　保育所等物価高騰緊急対策事業補助金 (25)　緊急１歳児受入事業補助金 【認定・運営に係る事務】 下記の事務に利用する。 ⑴　施設等利用給付認定事務 ⑵　保育所等利用事務 ⑶　保育所運営委託事務 ⑷　特定教育・保育施設の確認等に関する事務 ⑸　武蔵村山市子ども・子育て会議の運営に係る事務 ⑹　武蔵村山市保育所等巡回指導・相談員の委嘱等に関する事務 ⑺　施設等利用給付認定事務 ⑻　施設等利用費交付事務 ⑼　幼稚園型一時預かり事業事務 【その他】 子ども育成課以外が行う下記の事務に利用する。 ⑴　市民部収納課へ賦課情報を提供（保育利用者負担金現年度分に係る賦課徴収業務） ⑵　子ども家庭部子ども子育て支援課へ入所児童情報を提供（乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認業務）	

<table>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 続柄、6 電話番号、7 印影、8 家族構成、9 婚姻、10 戸籍、11 国籍、12 本籍、13 公的扶助、14 利用者負担金、15 収入、16 課税、17 扶助額、18 病歴、19 障害</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">⑴　住民基本台帳に登録されている者
⑵　住民基本台帳に登録されていない者（転入予定者）で保育所入所申込みが必要な者（住登外登録者）</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">⑴　住民基本台帳
⑵　課税台帳（個人番号による検索）
⑶　本人からの申請（代理申請を含む。）による。</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む。</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名 称）
⑴　子ども家庭部子ども育成課
⑵　総務部文書法制課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）
⑴　武蔵村山市本町一丁目１番地の１
⑵　武蔵村山市本町一丁目１番地の１</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人情報ファイルの種別</td><td>基本となるファイルの種類</td><td>基本ファイル以外のファイル</td></tr>
<tr><td>■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）</td><td>■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。</td></tr>
<tr><td>□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）</td><td></td></tr>
<tr><td>記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年９月３０日
	最終更新日	令和７年６月２３日
個人情報ファイルの名称	学童クラブ児童台帳ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども家庭部子ども育成課（児童館）	
個人情報ファイルの利用目的	学童クラブに入所及び学童クラブから退所する児童の管理、育成料の滞納整理事務、その他学童クラブ運営上で必要な事務処理の基礎とするために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 在籍小学校・学年、6 就労状況、7 育成料収納状況、8 電話番号、9 世帯情報、10 障害、11 健康状態、12 在籍先	
記録範囲	武蔵村山市立学童クラブに入所申請を行った者 ※入所申請後、申請の取下げを行った者を含む。	
記録情報の収集方法	個人情報に係る本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　子ども家庭部子ども育成課（児童館） ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市中央二丁目１１７番地の１ ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。
	□　マニュアル処理ファイル	

	（法第６０条第２項第２号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

<table>
<tr><td></td><td>作　成　日</td><td>令和４年９月２９日</td></tr>
<tr><td></td><td>最終更新日</td><td>令和８年４月１日</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの名称</td><td colspan="2">乗合タクシー「むらタク」利用者登録名簿ファイル</td></tr>
<tr><td>行政機関等の名称</td><td colspan="2">武蔵村山市長</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称</td><td colspan="2">都市整備部交通企画課</td></tr>
<tr><td>個人情報ファイルの利用目的</td><td colspan="2">乗合タクシー運行事業利用者の資格認定に利用する。</td></tr>
<tr><td>記録項目</td><td colspan="2">1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 障害、7 要介護（要支援）認定状況</td></tr>
<tr><td>記録範囲</td><td colspan="2">乗合タクシー利用登録申請を行った市民</td></tr>
<tr><td>記録情報の収集方法</td><td colspan="2">個人情報に係る本人からの申請</td></tr>
<tr><td>要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</td><td colspan="2">含む。</td></tr>
<tr><td>記録情報の経常的提供先</td><td colspan="2">業務委託先</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開示請求等を受理する組織の名称及び所在地</td><td colspan="2">（名　称）
⑴　都市整備部交通企画課
⑵　総務部文書法制課</td></tr>
<tr><td colspan="2">（所在地）
⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１
⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１</td></tr>
<tr><td>訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人情報ファイルの種別</td><td>基本となるファイルの種類</td><td>基本ファイル以外のファイル</td></tr>
<tr><td>■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）</td><td>■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。</td></tr>
<tr><td>□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）</td><td></td></tr>
</table>

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―
備　　考	―

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和４年９月３０日
	最終更新日	令和７年５月８日
個人情報ファイルの名称	児童・教職員健康診断ファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部教育総務課	
個人情報ファイルの利用目的	児童・生徒及び教職員等の健康管理に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、5 続柄、6 学歴、7 健康状態、8 職業・勤務状況	
記録範囲	武蔵村山市内の学校に在籍する児童・生徒及び教職員等	
記録情報の収集方法	⑴　本人からの申し込み ⑵　作成	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む。	
記録情報の経常的提供先	業務委託先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　教育部教育総務課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１ ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	■　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。
	□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―
備　　考	―

（日本産業規格Ａ列４番）

個人情報ファイル簿

	作　成　日	令和５年１月３０日
	最終更新日	令和８年４月２０日
個人情報ファイルの名称	学校給食費収納管理システムファイル	
行政機関等の名称	武蔵村山市教育委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	教育部学校給食課	
個人情報ファイルの利用目的	学校給食費を納入する義務がある者並びにその収入状況及び滞納状況を管理するため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 電話番号、5 続柄、~~6 学歴、~~6 金融機関口座、7 収納・滞納状況、8 登録番号、9 児童番号、10 保護者番号	
記録範囲	学校給食の提供を受ける者（市内公立小中学校へ通学する児童・生徒及びその保護者並びに教職員。滞納者については卒業後も保管）	
記録情報の収集方法	申込書等（講師の出勤予定名簿、転入した場合で緊急の必要があるときは電話等で登録する場合がある。）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	―	
記録情報の経常的提供先	―	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称） ⑴　教育部学校給食課 ⑵　総務部文書法制課	
	（所在地） ⑴　東京都武蔵村山市榎三丁目３０番地の１ ⑵　東京都武蔵村山市本町一丁目１番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	―	
個人情報ファイルの種別	基本となるファイルの種類	基本ファイル以外のファイル
	■　電算処理ファイル（法第６０条第２項第１号）	□　左記の範囲内のマニュアル処理ファイルが存在する（政令第２１条第７項）。

	□　マニュアル処理ファイル（法第６０条第２項第２号）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	―	
備　　考	―	

（日本産業規格Ａ列４番）